

	変更の分類	変更内容	省エネ適判の再実施	完了検査で必要な書類※2
軽微な変更	1 建築物の省エネ性能を向上させる変更又は省エネ性能に影響しないことが明らかな変更 【ルートA】	▽非住宅 建築物の高さ又は外周長の減少、屋根又は外気に接する床の面積の減少 等 ▽住宅 外皮の各部位の熱還流率等が増加しない変更 ^{※1} 、空気調和設備等の効率が低下しない変更等	不要	軽微な変更説明書 ^{※3}
	2 一定の範囲内で省エネ性能を低下させる変更 【ルートB】	▽非住宅 設備の種類毎に定められた割合等以下の変更 ▽住宅 床面積、外皮について、定められた割合等以下の変更	不要	軽微な変更説明書 ^{※3}
	3 再計算により、建築物エネルギー消費性能基準に適合することが明らかな変更 【ルートC】	省エネ基準適合が確認できる場合は、下記の「省エネ適判の再実施が必要な変更」を除き、あらゆる変更が該当	不要	軽微な変更説明書 ^{※3} 軽微な変更該当証明書 ^{※4}
省エネ適判の再実施が必要な変更		・用途の変更 ・計算方法の変更 (例) 標準入力令モデル建物法	必要	再実施した省エネ適判通知書

※1 外皮各部位の面積が変わらない場合に限る。

※2 完了検査では、建築確認や省エネ適判に要した図書等の提出も必要。

※3 変更内容の概要を記載し、根拠資料を添付(省エネ適判を行った所管行政庁又は登録省エネ適判機関が発行する)。

※4 再計算語も引き続き省エネ基準適合することを確認した証明書。